

令和 5 年 9 月 11 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

「建築物の省エネ改修工事」の提案募集を開始します！

～令和 5 年度既存建築物省エネ化推進事業の第 2 回提案募集～

既存建築物の省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るため、民間事業者等が行う既存建築物の省エネルギー性能の向上に資する改修等を支援しております。

今年度 2 回目の支援対象事業の選定に向け、本日より企画提案の募集を開始します。

1) 主な事業要件

- ① 外皮（窓、外壁等）の省エネ改修工事を行うもの。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、換気経路の確保等の外皮改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して、20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を行うもの（ただし、外皮の改修面積割合が 20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする）。なお、高機能換気設備の設置により、当該設備を設置する階のエネルギー消費量が改修前と比較して 20%以上の省エネ効果が見込まれる場合には、当該階のみの改修工事を実施することも可能。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすもの。 など

2) 応募期間

令和 5 年 9 月 11 日（月）～10 月 10 日（火）

3) 応募方法・採択

- ・応募方法や募集要領等の詳細は、問合せ先のホームページをご確認ください。
- ・採択事業については、応募提案を審査の上、令和 6 年 1 月頃を目処に公表する予定です。

別紙：提案概要

<応募方法、事業の要件等に関する問合せ先>

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

H P : <https://hyoka-jimu.jp/kaishu/>メール : kaishu@hyoka-jimu.jp**<制度に関する担当>**

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 秋岡、齋藤

電話 : 03-5253-8111（内線 39-458）